

令和6年度若年層を活用した首都圏広報業務企画提案実施要領

1 事業の目的

首都圏在住の若年層の視点で静岡県のような取組や魅力を発信することで、首都圏在住の若年層の静岡県への興味関心を惹起し、静岡県を就職や移住、観光先として認識してもらうことで関係人口を増やし、静岡県の将来の人口減少に対応する。

2 業務名

令和6年度若年層を活用した首都圏広報業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月12日(水)まで

4 契約限度額

1,980千円(税込)

5 応募に係る資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格において、「広告代理」業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。若しくは、類似業務の履行実績を有し、かつ最近1か年において、都道府県税(法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

もって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 業務の内容

別添(令和6年度若年層を活用した首都圏広報業務仕様書)のとおり。

なお、本仕様の定めのない内容であっても、本業務の目的に適うと思われる手法がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

7 応募方法

(1) 実施内容等に関する質問及び回答

ア 実施内容等に関する質問は、書面(自由様式)により「12 問合せ先」に記載している E-mail へ、件名は「【質問】「令和6年度若年層を活用した首都圏広報業務」とし、令和6年5月14日(火)午後5時までに提出すること。あわせて、その旨を電話で連絡すること。

イ 質問に対する回答は、静岡県東京事務所ホームページに掲載する。

(2) 参加資格確認申請書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、参加資格確認申請書(要領様式第1号)及び宣誓書(要領様式第2号)を提出すること。なお、静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格を有しない者は、類似業務の履行実績と納付すべき税金の滞納がない旨の証明書を併せて提出すること。

(3) 提出期限: 令和6年5月20日(月)正午

(4) 提出先: 静岡県東京事務所(持参又は郵送)

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後4時までとする。

※後日、参加資格確認通知を送付する。

(5) 企画提案書等の提出

・ 提出期限: 令和6年5月23日(木)正午

・ 提出先: 静岡県東京事務所(持参又は郵送及び E-mail)

(6) プレゼンテーション(企画提案審査)

日時: 令和6年5月29日(水)(開催時間は、企画提案参加者において連絡する)

方法: オンラインによる審査会(開催方法は、企画提案参加者において連絡する)

内容: 提案内容説明概ね10分、質疑応答概ね15分

※参加表明書を提出した者が5者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から書面審査等により、「令和6年度若年層を活用した首都圏広報業務にかかる企画提案審査委員会」委員長が審査対象者として5者程度を選定することがある。

8 提出書類と選定基準

(1) 提出書類(詳細は別紙1参照)

- ア 企画書(1部 日本産業規格 A4 用紙 20 ページ以内)
- イ 業務体制表(1部)
- ウ 見積書(1部)
- エ パンフレット等の会社概要 (1部)
- オ 類似業務の実績(1部 適宜)

(2) 選定基準

ア 企画性

- ・ 企画・内容が、事業の目的に適合しているか
- ・ 実現可能性は担保されているか
- ・ 企画提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られるか
- ・ 企画に新規性、継続性があるか
- ・ 期待する効果が実現されるか

イ 業務遂行能力

- ・ 実施体制、スタッフ等が企画を達成しうるか
- ・ 信頼しうる実績は認められるか
- ・ その他提案された内容を遂行できる能力があるか

ウ その他、配慮すべき点

- ・ 事業の効果測定手法は適切か
- ・ 社会的取組(持続可能で活力ある地域社会の実現等 SDGs の達成に向けた取組)に配慮しているか

9 選定

県が設置する審査委員会により企画提案について内容を審査し、協議の上、当該事業にふさわしい企画力と遂行能力を有する者を選考する。

10 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

- (1) 企画案提案者に文書により選定結果を通知する。
- (2) 非選定事業者は、選定されなかった理由の説明を求めることができる。
- (3) 説明を求める場合には、審査結果の通知から1週間以内に連絡をすること。面会等にて回答を行う。

11 その他

- (1) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (2) この企画提案に参加するために要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること
- (4) 契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とする。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。

12 問合せ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 13 階

静岡県東京事務所 渉外広報班

電話番号:03-5212-9035

E-mail:tokyo@pref.shizuoka.lg.jp

【別紙1】

企画提案に係る提出書類

1 企画書 1部(日本産業規格 A4 用紙 20 ページ以内)

[記載事項]

提案企画のコンセプト

- ・事業目的を実現するための基本的な考え方を提案すること。
- ・業務遂行のための実施方針(実施体制、作業工程等)を示すこと

※企画書は、A4縦サイズとし、両面印刷とすること。

※必要に応じてA3(縦横問わず)の使用は認める。その場合にはA4縦サイズに折って、企画書に綴ること。

※文字サイズは、10.5 ポイント以上を使用すること。

2 業務体制表 1部(様式任意)

[記載事項]

- ・ 総括責任者、業務担当者の氏名、経験年数、過去の担当実績など。
- ・ 業務の一部を企画提案者と異なる会社へ外注する場合には、その業務内容、会社名称及び所在地を記載すること。

3 見積書 1部(様式任意)

[記載事項]

業務内容及び企画提案書の内容を踏まえて必要な経費を算出し記載すること。

4 会社概要(パンフレット等) 1部

5 その他 (適宜、提出する場合、1部)

- ・ 上記「2 業務体制表」に記載した過去の実績に、本業務の類似業務がある場合は、審査の参考とするので、必要に応じて提出すること。
- ・ 1 から5の電子媒体(PDF 形式)を「12 問合せ先」に電子メールで提出すること。

(様式第1号)

令和6年度若年層を活用した首都圏広報業務
企画提案参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県東京事務所長 様

所在地

名 称

代表者

印

令和6年度若年層を活用した首都圏広報業務の企画提案に参加したいので、参加資格の確認を申請します。

宣 誓 書

住 所
商号又は名称
氏 名



当法人は、以下の参加資格をすべて満たすことを宣誓します。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 静岡県的一般業務に係る競争入札参加資格において、「広告代理」業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。若しくは、類似業務の履行実績を有し、かつ最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- 公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の（1）から（7）に該当しないこと。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - （2）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - （3）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - （5）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （7）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者